

売買代金の支払いについて

新規買受人が「せり売り」及び「相対売り」により買上げた売買代金の支払いは、希望される青果・水産の取引部門により、次の方法で行います。

◇青果部門について

買受人、卸売業者、(株)千歳市場公社との間で売買代金支払いにかかる契約を締結し、代金精算会社である(株)千歳市場公社を通じて支払います。

◇水産物部門について

原則、買受人と(株)恵千フーズとの間で売買代金支払いにかかる契約を締結することで、売買代金精算会社である(株)千歳市場公社を通じて支払います。

ただし、(株)恵千フーズと直接、売買代金の支払いをすることも可能です。その場合は、(株)恵千フーズ(0123-40-1010)にお問い合わせください。

1 契約締結に必要な書類について

売買取引を希望する部門ごとに次の書類を(株)千歳市場公社に提出してください。

(売買取引を希望しない部門については、提出の必要はありません。)

なお、申込者の個人・法人別により提出する書類が異なりますのでご注意ください。

◇個人・法人に共通する書類

青果部門 ～ 売買代金の支払等に関する契約書 1通

水産物部門 ～ 水産物取引契約書 2通

〈個人の場合〉

・ 印鑑証明書(契約書に押印する印鑑) 1通

⇒ 市町村窓口で交付を受けたもの

〈法人の場合〉

・ 印鑑証明書(契約書に押印する代表取締役の印鑑) 1通

⇒ 法務局窓口で交付を受けたもの

2 保証金の納入について

買受人には、売買代金支払いにかかる契約締結時に保証金として、1日平均の取引金額の5日分相当額を目安に納入していただきます。また、保証金については次のことについてご了承願います。

- ・ 契約後の取引高の状況により、保証金の増額をお願いすることがあります。
- ・ 保証金は、市場取引開始後に売買代金の滞納等が発生したときは、当該滞納額に充当されることとなります。
- ・ 契約時の保証金は、買受人登録を解除しない限り返還に応じられません。
- ・ 保証金の例示

1日平均の取引額	1万円	⇒	保証金	5万円
1日平均の取引額	10万円	⇒	保証金	50万円
1日平均の取引額	100万円	⇒	保証金	500万円

3 連帯保証人について

契約締結にあたっては、連帯保証人1名を選定していただきます。

◇連帯保証人の選定について

連帯保証人は必ず第三者を選定してください。なお、申込者が法人の場合は、連帯保証人に代表取締役を選定してもかまいません。

◇連帯保証人が提出する書類

- ・ 所得証明書 1通
- ・ 印鑑証明書（契約書の保証人欄に押印する印鑑） 1通

⇒ 市町村窓口で交付を受けたもの

4 売買代金の通知及び支払方法について

買受期間（毎週月～土曜日）における売買金額は、卸売業者・仲卸業者それぞれの請求書を添付した「買上げ通知書」により、取引日の午後からお知らせしています。

「買上げ通知書」は、買受人控室に設置したボックスの指定場所（買受人番号ごとに仕切られた棚）に差し置きしてありますので、来場の際にお持ち帰りください。

買受期間（5日間）の売買代金は、原則、保証金の3倍相当額が上限となります。

この額を超過した場合は、超過額の支払いをただちに請求することがありますので、ご了承ください。

・ 売買上限の例示

保証金 1万円 ⇒ 上限 3万円

保証金 10万円 ⇒ 上限 30万円

保証金 100万円 ⇒ 上限 300万円

◇ 支払い方法

支払方法は、口座振込と窓口現金払いの2通りです。支払日は、「買上げ通知書」右上の「精算期日」欄に表示しております。

〈 口座振込 〉

公社指定口座へ振り込みをお願いします。ただし、振込にかかる手数料は買受人負担となりますのでご留意願います。

〈 窓口現金払い 〉

公社窓口にて直接現金をご持参ください。その際に支払う分の「買上げ通知書」及び「領収通帳」をご持参ください（領収印を押印します）。

◇ 支払いの遅延について

売買代金を所定の精算期日までに納付いただけない場合、事前に通知することなく「売買取引を停止」する場合があります。

売買代金の支払遅延がないようご留意願います。

5 売買代金等の振込先について

契約締結に際しての保証金、売買代金、保証人の債務保証額の振込先は、次の指定口座にお願いします。

北海道銀行 千歳支店 普通 0087194
株式会社千歳市場公社 カ) チトセシジョウコウシャ

北洋道銀行 千歳中央支店 普通 4036490
株式会社千歳市場公社 カ) チトセシジョウコウシャ

6 完納奨励金について（青果部門のみ）

青果部門については、契約書に定める支払期日内に納入していただいた売買代金が年間30万円以上の場合、1,000分の1の完納奨励金を交付しています。（ただし、この完納奨励金は、保証金として(株)千歳市場公社で積み立て管理します。）

保証金として積み立てられた完納奨励金は、買受人登録を抹消し、その後の取引が発生していないことが確認されない限り、任意の返還には応じられません。

買受人登録を抹消し、完納奨励金を受取るときは、現金または指定口座への振込により返還します。なお、口座振込の際に手数料が発生するときは、振込手数料を負担していただきます。

なお、年度内で完納奨励金があった場合は、毎年4月1日以降に通知します。（完納奨励金がなかった場合は、通知しません。）

〈お問合せ先〉

株式会社 千歳市場公社

電話：0123-23-5547

FAX：0123-23-6335

E-mail：chitoseshijo@gmail.com